

## 高橋・只木ゼミ前期第6問検察側反対尋問レジュメ

文責:4班

### I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁27行目、C説も検討において、「社会倫理や公序良俗自体を保護するものではない」とあるが、国民の宗教感情を法益保護とする罪があるなど、倫理道徳的な面の保護規定が刑法上あるにも関わらずそのように言えるのはなぜか。
2. 弁護レジュメ2頁1行目、B説の検討において、「生命にかかわるような重大な傷害に対する同意は法的有効性を失い、違法である」とあるが、そのような解釈に立った場合、手術の際に患者が表示した同意も違法になるのか。
- 10 3. 重大な傷害の基準が曖昧でないといえるか。
4. 弁護レジュメ2頁6行目、「自己決定を行う主体そのものを破壊する」とあるが、傷害も「主体そのもの」の「破壊」といえないか。

以上